

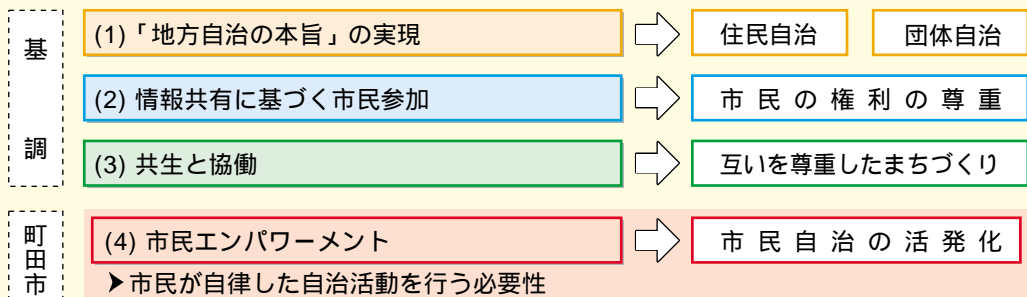
## 町田市における自治基本条例のあり方について 「答申案」への意見募集を行います

意見募集期間：1月11日(水)～1月25日(水)

問 企画調整課 ☎724・2103

### 町田市における自治基本条例のあり方のイメージ案

#### 【基本理念】



エンパワーメント...市民の本来持っている力を引き出すとともに社会的権限を与えること

#### 【基本原則】

##### 地域共治（ガバナンス）

行政主導から協働へ  
市民・NPO・国・都・事業者を巻き込んだガバナンス

立法・行政の主体としての市の役割：市民との協働関係の確立  
市民、事業者、団体間相互の協働を促進する市の役割：受け皿づくりと調整

##### 計画的・市民参加型行政運営（マネジメント）

明確な目標設定と「政策責任」「執行責任」の位置づけ  
情報公開と参加のある「行政運営の循環」の確立  
行政計画から公共計画へ

### 具体的な内容

#### 地域における自治を担う主体の権利及び責務（義務）に関する一般規範

**市民等の権利及び責務**  
まちづくりに参加する権利と知る権利を有し、自らの責任と役割を認識した行動が求められます。

**行政等の責務（義務）**  
市民等が対等な立場でまちづくりに参加し、協働を実現するための環境整備が求められます。

**議会の権利及び責務（義務）**  
行政運営に対して、議会権能としての諸権利を有するとともに、行政を統制する責務を負うことが求められます。

#### 行政運営の循環（マネジメントサイクル）における運営規範

町田市が実施する施策や事業について、各過程において、市民等がどのように権利を行使し、参加、参画するのかを明らかにします。

### 運営・活動に関する基本的事項についての規定

#### 1. 議会の運営・活動に関する基本的事項についての規定

##### 条例の要素として明記すべき事項

- 開かれた議会に向けた取組
- 議会と市民の関係の明確化
- 新たな議員・議会の規定
- 事務局体制の強化

##### 今後更に検討を要する事項

- 議員の代表性のあり方（地域の代表か、市全体の代表か）
- 新たな議会の可能性と位置づけ

#### 2. 地域共治（ガバナンス）組織に関する基本的事項についての規定

##### 地域共治組織のあり方

- 町内会・自治会や商店街組織の活性化の必要性
- 新たな地域共治組織の担い手である多様な主体
- 地域コミュニティの選択肢としての小学校区単位
- 新たな地域共治組織としての地域自治区制度
- 新たな地域共治組織の重層化

##### 実現に向けて検討すべき事項

- 権限と予算の配分に関する検討
- コミュニティ基金の設立に関する検討
- 中間支援組織の役割と必要性の検討

#### 3. 住民投票制度に関する基本的事項についての規定

##### 住民投票制度の方向性

- 制度的な拘束力（決定か・諮問か）
- 「常設型」と「個別設置型」住民投票制度
- 技術的要件（情報提供・区域投票を認めるか）
- 発議権及び投票権（年齢は・外国籍の方は）
- 制度要件（発動要件、成立要件、対象事項）

など

町田市で活動する人たちが団体などが地域を共に治めるためのルール「自治基本条例」のあり方を検討してきた「町田市自治基本条例検討委員会」（委員長：人見剛・北海道大学教授）は、「地域共治（ガバナンス）」、「計画的・市民参加型行政運営（マネジメント）」を基本原則とする「町田市における自治基本条例のあり方について・答申（案）」を作成しました（概要は2、3面に掲載）。

検討委員会は2005（平成17）年6月に寺田市長の委嘱を受け発足、学識経験者と、公募市民団体、町内会・自治会、商工団体、NPO団体、福祉団体の代表8名で構成し、地域を共に治めるためのルールづくりの議論を行ってきました。また、9月には、「中間まとめ」の骨格を市民に紹介する「第1回広聴会」を開催するとともに、11月には意見募集（パブリックコメント）を実施するなど、市民の皆さんからの意見や要望も組み入れながら検討作業を進めてきました。

ここで、2月の答申に向けて、「答申（案）」に対する意見募集を行うことになりました。この「答申（案）」は市政情報「やまびこ」、各市立図書館、各市民センターなどで無償配布しているほか、町田市ホームページでもご覧いただけますので、「一読の上、ご意見・ご要望をお寄せ下さい（提出方法につきましては裏面をご覧ください）」。

### 第2回広聴会を開催します！

今回作成した「答申（案）」の内容説明と市民の皆さんのご意見を伺うため、第2回広聴会を開催します。

日時：1月15日（日）午後1時30分～午後4時30分

場所：市役所本庁舎地下特別会議室 [定員100名]

第2回広聴会に参加を希望される方は、会場の都合上、事前に企画調整課（☎724・2103）までお申し込み下さい。

### 自治基本条例Q&A

#### Q. 自治基本条例って何なの？

A. 一般的には、まちの基本的なあり方や行政の基本ルールを定めるものです。自治体と地域市民にとって最も大事なルールと言えます。2001（平成13）年に北海道ニセコ町で「ニセコ町まちづくり基本条例」が施行されたのが契機となり、現在30以上の自治基本条例が制定されています。さらに100を超える市町村で「自治基本条例」の策定に向けた取り組みが行われています。

#### Q. なぜ自治基本条例が必要なの？

A. 皆さんの暮らし方や価値観が変わってきて、従来の町内会などを核とした地域社会だけでは対応できないことも増えてきています。また、地方分権時代を迎え、市町村は独自性の高いまちづくりをすることが求められており、市民をはじめ、町内会・自治会、事業者、NPOなど町田市で活動する皆さんの力を結集し、地域を活性化していくためのルール（自治基本条例）が必要だと考えられます。

# 答申(案)の概要

## 自治基本条例制定の背景

【公共部門における行政機能の拡大と市民の「私」への埋没】  
近年、人々の暮らしは個人主義化し、地域の人々とのつながりの希薄化が進みました。その結果、地域社会の問題解決能力、自立性は低下し、行政の機能は拡大していきましました。しかし、最近では、地域の個人とのつながりが再評価されており、地域内のルールの方向性を示すことが求められています。

### 【公共を担う主体の多様化】

これまで地域で活動する団体は町内会・自治会が中心でしたが、近年はボランティア、NPOなど様々なグループの活動が活発化し、存在感も大きくなってきています。より良い地域社会を構築していくためには、そこで活動している全ての組織・団体が相互に補完しあう仕組みづくりが求められています。

### 【地方分権改革】

2000年4月に「改正地方自治法」が施行され、市町村の事務における自主裁量の領域が拡大されました。これまで国のルールに従っていた市町村は、今後は、事務を処理するにあたってルール・基準を示すことが可能になり、かつ、求められるよ

### 【地方自治制度を規定する法の不備の補完】

市民が直接、政策の決定に関わる手段として、法律で認められていない住民投票制度や直接請求制度などは、請求できる事項が限られていることや、要件が厳しいこと

### 【新しい権利の提唱】

人々の価値観の多様化により、日照権や環境権、知る権利、外国人の権利、子どもの権利など、様々な権利が尊重されるようになってきていますが、これらは憲法その他実定法上の明文の権利とは異なります。したがって、自治体が、地域の個別事情に応じた市民の実態的な権利を擁護することが求められています。

### 【計画的・市民参加型行政運営(マネジメント)】

町田市の都市としての成熟度が高まっていくにつれて、長期的・総合的な視点から、目指すべき将来像を市民と共有し、協

働する、計画的・市民参加型行政運営に点検していく必要性が高まっています。  
計画的・市民参加型行政運営を促進するための具体的内容  
・明確な目標設定と「政策責任」「執行責任」の位置づけ  
・情報公開と参加のある「行政運営の循環」の確立  
・行政計画から公共計画

【地域共治(ガバナンス)】  
これまでのように、行政が公共分野において独占的な地位を占めるのではなく(図表1参照)、市民やNPO、事業者などの様々な主体が地域社会において果たす役割を認識し、それぞれの権利と義務、責務を通じて協働関係による統治「地域共治(ガバナンス)」を基本原則とします(図表2参照)。  
このうち、地域共治における行政の役割としては、自治運営のリーダーシップを発揮しながら、他の主体(市民や事業者など)が、それぞれの役割を果たせるようにコーディネートとして、各主体間の調整を行う役割を担うなど、協働の確立に努めるものとします。  
町田市の都市としての成熟度が高まっていくにつれて、長期的・総合的な視点から、目指すべき将来像を市民と共有し、協



第1回広聴会

## 自治基本条例の諸要素・理念

### 基本理念

#### 【「地方自治の本旨」の実現】

町田市で既に制定されている多くの条例とは異なり、「地方自治の本旨」である「住民自治」「団体自治」の原則を具体化するものであり、他の条例の方向性を導く最高規範性を有するものとします。

#### 【市民エンパワーメント】

「『地方自治の本旨』の実現」「情報共有に基づく市民参加」「共生と協働」を実現するために、地域市民の課題解決能力の育成が必要ことから、市民が本来持っている力を引き出すとともに社会的権限を与える市民エンパワーメントを基本理念とします。

#### 【情報共有に基づく市民参加】

住民自治の実現のためには、これまで行政が行ってきた活動に市民が参加することが求められており、その実現の前提となる、市民と行政間の情報共有を進めていきます。

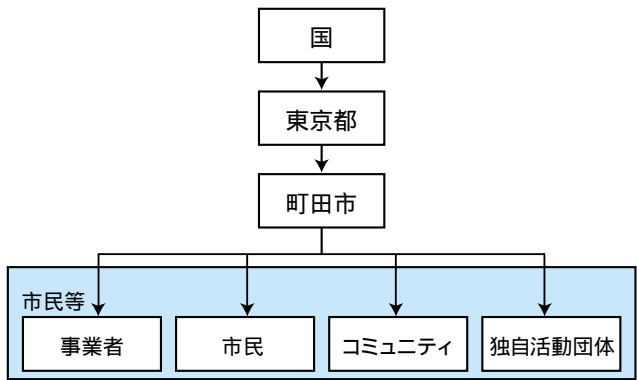
#### 【共生と協働】

行政だけではなく、市民やNPO、市民、事業者などの多様な主体が互いに尊重し、相互に協力しあ

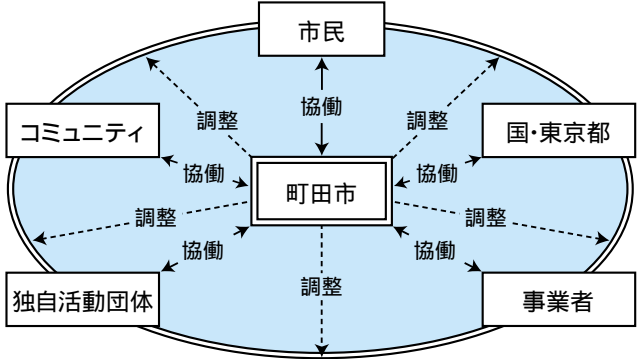
#### 【市民エンパワーメント】

行政だけではなく、市民やNPO、市民、事業者などの多様な主体が互いに尊重し、相互に協力しあ

図表1 市民等と行政のこれまでの関係



図表2 地域共治(ガバナンス)に基づいた市民等との関係



図表3 各主体の権利及び責務(義務)

<p><b>市民等の権利及び責務</b>          参加・協働の推進を求める権利          説明責任・情報公開・提供を求める権利          個人情報の保護を求める権利          参加・協働の推進を担う責務          具体的施策に協力する責務</p>	<p><b>行政等(町田市・都・国)の責務(義務)</b>          参加・協働の推進を実施する責務(都・国は一般的なもの)          説明責任・情報公開・提供を実施する責務(都・国は一般的なもの)          個人情報保護を保障する義務          不参加により不利益を与えない責務          計画的な行政運営を実施する責務(町田市のみ)          効率的で柔軟な組織機構を構築し、職員の資質向上を図る責務(町田市のみ)          「公共空間」全体を総合調整する責務(町田市のみ)</p>
<p><b>議会の権利及び責務(義務)</b>          議会権能としての諸権利          行政を統制する責務          市民等の相互間において調整を行う責務          参加・協働の推進を実施する責務          説明責任・情報公開・提供を実施する責務          個人情報保護を保障する義務          不参加により不利益を与えない責務</p>	<p><b>【市民等の責務】</b>          市民等の責務としては、まちづくりにおける自らの責任と役割を自覚し、積極的、主体的にまちづくりに取り組み、他の市民等を尊重しながら連携し、協力するといふ「参加・協働の推進を担う責務」が挙げられるとともに、「具体的施策へ協力する責務」も市民等の担う役割として考えられます。          また、事業者も市民等の一部であり、特に、その社会経済活動がまちづくりに与える影響も大きい「知る権利」と参加の前提となる「知る権利」を有するものと考えられます。具体的権利としては、「住民投票を求める権利」などに代表される「参加・協働の推進を求める権利」、「説明責任を果たすことを求める権利」などに代表される「説明責任・情報公開・提供を求める権利」、「個人情報保護を求める権利」から成り立ちます。また、まちづくりに参加しないことを認める「不参加により不利益を受けられない権利」も執行(実施)時には保証されるべきであると考えられます。</p> <p><b>【行政等の責務(義務)】</b>          「行政等」とは、町田市ばかりではなく、町田市域という「公共空間」における行政としての国や東京都も含まれると考えられます。行政等には権利はありませんが、行政等の責務(義務)は、市民のまちづくりに参加する権利と</p>

## 地域における自治を担う主体の権利及び責務(義務)に関する一般規範

自治基本条例では、地域の自治を担う主体として、市民等行政、議会の権利及び責務(義務)を規定することを考え、各主体の権利、責務(義務)を整理しています(図表3参照)。

### 【市民等の権利】

「市民等」とは、在住、在勤・在学者、地域で活動するNPO、町内会・自治会、事業者、法人、その他の諸主体を指します。市民等は、自治の実現のためにまちづくりの過程や手続きにも参加する「まちづくりに参加する権利」と参加の前提となる「知る権利」を有するものと考えます。具体的権利としては、「住民投票を求める権利」などに代表される「参加・協働の推進を求める権利」、「説明責任を果たすことを求める権利」などに代表される「説明責任・情報公開・提供を求める権利」、「個人情報保護を求める権利」から成り立ちます。また、まちづくりに参加しないことを認める「不参加により不利益を受けられない権利」も執行(実施)時には保証されるべきであると

### 【市民等の責務】

市民等の責務としては、まちづくりにおける自らの責任と役割を自覚し、積極的、主体的にまちづくりに取り組み、他の市民等を尊重しながら連携し、協力するといふ「参加・協働の推進を担う責務」が挙げられるとともに、「具体的施策へ協力する責務」も市民等の担う役割として考えられます。

### 【議会の権利・責務(義務)】

議会は、行政運営に対して、議会権能としての「議決権」「同意権」「調査権」「審議権」「意見提出権」の諸権利を有するとともに、行政を統制する責務を負うと考えられます。

### 【行政等の責務(義務)】

「行政等」とは、町田市ばかりではなく、町田市域という「公共空間」における行政としての国や東京都も含まれると考えられます。行政等には権利はありませんが、行政等の責務(義務)は、市民のまちづくりに参加する権利と

### 【知る権利】

「知る権利」とは、市民等が行政の活動や事業の進捗状況、財政状況、個人情報保護状況などについて、行政等から情報を得る権利を指します。これは、市民等が行政の活動を監視し、行政の活動を評価し、行政の活動を改善するための重要な権利です。

### 【説明責任・情報公開・提供】

説明責任とは、行政等が市民等に対して、行政の活動や事業の進捗状況、財政状況、個人情報保護状況などについて、市民等から求められたときに、真実かつ正確な情報を提供することを指します。これは、市民等が行政の活動を監視し、行政の活動を評価し、行政の活動を改善するための重要な権利です。

### 【個人情報保護】

個人情報保護とは、行政等が市民等の個人情報について、適正な方法で収集、利用、保管、提供を行うことを指します。これは、市民等の権利を保護するための重要な責務です。

### 【参加・協働の推進】

参加・協働の推進とは、行政等が市民等と協力して、まちづくりの目標を達成することを指します。これは、市民等の権利を尊重し、行政の活動を改善するための重要な責務です。

### 【知る権利】

知る権利とは、市民等が行政の活動や事業の進捗状況、財政状況、個人情報保護状況などについて、行政等から情報を得る権利を指します。これは、市民等が行政の活動を監視し、行政の活動を評価し、行政の活動を改善するための重要な権利です。

### 【説明責任・情報公開・提供】

説明責任とは、行政等が市民等に対して、行政の活動や事業の進捗状況、財政状況、個人情報保護状況などについて、市民等から求められたときに、真実かつ正確な情報を提供することを指します。これは、市民等が行政の活動を監視し、行政の活動を評価し、行政の活動を改善するための重要な権利です。

### 【個人情報保護】

個人情報保護とは、行政等が市民等の個人情報について、適正な方法で収集、利用、保管、提供を行うことを指します。これは、市民等の権利を保護するための重要な責務です。

### 【参加・協働の推進】

参加・協働の推進とは、行政等が市民等と協力して、まちづくりの目標を達成することを指します。これは、市民等の権利を尊重し、行政の活動を改善するための重要な責務です。

### 【知る権利】

知る権利とは、市民等が行政の活動や事業の進捗状況、財政状況、個人情報保護状況などについて、行政等から情報を得る権利を指します。これは、市民等が行政の活動を監視し、行政の活動を評価し、行政の活動を改善するための重要な権利です。

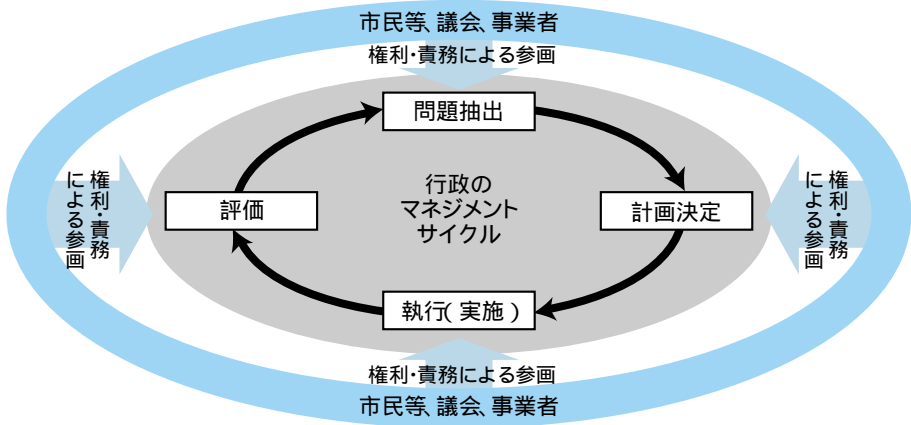
### 【説明責任・情報公開・提供】

説明責任とは、行政等が市民等に対して、行政の活動や事業の進捗状況、財政状況、個人情報保護状況などについて、市民等から求められたときに、真実かつ正確な情報を提供することを指します。これは、市民等が行政の活動を監視し、行政の活動を評価し、行政の活動を改善するための重要な権利です。

### 【個人情報保護】

個人情報保護とは、行政等が市民等の個人情報について、適正な方法で収集、利用、保管、提供を行うことを指します。これは、市民等の権利を保護するための重要な責務です。

図表4 行政のマネジメントサイクルと各主体の関係のイメージ



行政のマネジメントサイクルに市民等が関わるために、条例で規定されるべき要素案  
 住民投票、市民公募、市民意識調査、まちづくりへの参加、情報公開・共有、アカウントビリティ、  
 個人情報の保護 など

図表5 一般規範・運営規範と行政運営の循環との関係

一般規範	運営規範			
	問題抽出	計画決定	執行(実施)	評価(成果)
<b>【市民等・行政】</b>				
参加・協働の推進				
住民投票		投票請求・投票実施		
市民公募	ワークショップへの参加	計画決定への参加・参画	実施協力	評価への参加・参画
市民意識調査	調査への回答			
パブリックコメント		計画への意見提出	実施への意見提出	評価への意見提出
市民提案制度	問題抽出に対する提案	計画決定に対する提案	事業実施に対する提案	
説明責任・情報公開・提供 アカウントビリティ				
行政手続			聴聞、弁明の機会、審査・処分基準の公開	
会議公開	傍聴・議事録閲覧	傍聴・議事録閲覧	傍聴・議事録閲覧	傍聴・議事録閲覧
公聴会	参加・意見交換	参加・意見交換	参加・意見交換	参加・意見交換
行政監査	監査事項への意見提出		監査実施への意見提出	監査結果への意見提出
情報公開・共有	公文書公開	計画公開	公開・共有協力	評価結果公開
個人情報の保護	収集の適正な扱い	利用の適正な扱い	提供の適正な扱い	管理の適正な扱い
不参加により不利益を受けないこと			不参加により不利益を受けない取扱	
<b>【議員】</b>				
議員の責務				
参加・協働の推進	参加・協働の推進			
説明責任・情報公開・提供 個人情報の保護	説明責任・情報公開・提供 個人情報の保護			

「計画的・市民参加型行政運営（マネジメント）」を実践していくために必要と考えられる「行政運営の循環の確立」の観点から、市民等、行政、議会など、ガバナンスを構成する主体が、どのような権利及び責務（義務）を有するか、あるいは役割を担うか、行政運営の循環の場面に検討し整理することを考えました。

これは、「地域における自治を担う主体の権利及び責務（義務）」に関する「一般規範」で整理した市民等・行政・議会の「一般規範としての権利及び責務（義務）」を、町田市の行政運営の循環（マネジメントサイクル）の各段階に循環させていきます。

**前過程の合意形成を踏まえて**

公共における行政運営の循環（マネジメントサイクル）は、関係する主体の合意形成が最優先されるため、計画策定にあたっての問題抽出をスタートとして、「問題抽出」「計画決定」「執行（実施）」「評価（成果）」の順に循環させていきます。

行政運営の循環（マネジメントサイクル）における運営規範

行政運営の循環（マネジメントサイクル）において、まず、「計画決定」は「問題抽出」において合意形成された問題や課題の解決に向けての計画を決定する過程であり、次の「執行（実施）」は「計画決定」で合意形成された計画を実行（実施）する過程とされています。

このように、行政運営の循環（マネジメントサイクル）では、必ず前過程の合意形成を踏まえて、次の過程の合意形成がなされ「計画決定」で合意形成された計画を実行（実施）する過程とされています。

議会

執行機関・監視機関の関係を重視することには慎重にならざるを得ませんが、議会は自治体の機関であり、公共空間の一員として担う役割の大きさを考えると、議会に関する規定も間接民主制の充実に図る観点から、「自治基本条例」に設けるべきであると考えられます。

1、従前の例にみられる規定の内容

議会に関する規定の内容としては、従前は次の2つが考えられてきました。

最高意思決定機関であること  
 行政に関する監視の役割

2、提案の内容

（1）条例の要素として明記すべき事項

開かれた議会に向けた取り組み

先駆けて実施している本会議に加え、常任委員会や特別委員会等のインターネット中継の実施

多くの市民が傍聴できる土日や夜間等の議会の開催

議会と市民の関係の明確化

市民への説明責任を明確にする規定

市民との協働の規定

新たな議会・議員の規定

議会の権限（役割）・責務と議員の責務とを別けて規定

市民の代表機構の明記

全体を考える議会と地域代表が集まる議会の二院制化が可能か

議会事務局の体制の強化

議員をサポートする専門的集団の強化など

（2）今後更に検討を要する事項

議員の代表性のあり方

「地域」代表か、市民全体の

運営・活動に関する基本的事項についての規定

「代表」か  
 地域差にどう対応すべきか。  
 新たな議会の可能性と位置づけ  
 定数数百人の無報酬議員が可能か  
 議会自らが執行機関となること  
 が可能か

【地域共治（ガバナンス）組織】

基本原則である「地域共治（ガバナンス）」を実現するために、協働関係を支える基盤としての地域共治（ガバナンス）組織が必要であると考えます。

地域共治組織は、これまで市が果たしてきたような立法・行政の主体としての役割を担う組織としての視点及び、各主体間の水平的な協働関係によって地域コミュニティの活性化を担う組織としての視点という二つの視点が重要であると考えます。

1、「地域共治（ガバナンス）組織」のあり方

町内会・自治会や商店街組織の活性化の必要性

町内会・自治会や商店街組織は、これまで地域活動を担う市民に最も身近な地域組織であり、今後もその役割は期待されていますが、内在する課題も少なからず認められます。そこで、位置づけや役割を見直し、組織としての強化策や活性化策など、全体の仕組みを検討する必要があります。

新たな町内会・自治会（ガバナンス）組織の担い手である多様な主体

新たな町内会・自治会（ガバナンス）組織においては、市民に限らず、在勤・在学者、地域で活動するNPO、町内会・自治会、商工業者や商店街を含む事業

者、法人、その他の諸主体が、互いに尊重し合いつつ、それぞれの公共的関心と力を出し合い、助け合っていくことが大切です。

地域コミュニティの選択肢としての小学校区単位

地域活動やまちづくりを担う地域コミュニティの選択肢の一つとして、小学校区単位が考えられます。

新たな「地域共治（ガバナンス）組織」としての「地域自治区」制度

「地域自治区」を実施する場合、地方自治法における制度要件から、町田市全域に創設する必要があり、地域間における「住民自治」や地域活動に対する取り組み姿勢に隔たりがあることを考慮すると、先駆的な活動が行われている地域においては先行して創設できるように、柔軟な制度運用の検討が必要と考えられます。

新たな「地域共治（ガバナンス）組織」の重層化

「地域自治区」は、いくつかの小学校区単位の「地域コミュニティ組織」を束ね構成されることが想定され、新たな「地域共治（ガバナンス）組織」は重層化するものと考えられます。

2、「地域共治（ガバナンス）組織」の実現に向けて検討すべき事項

権限と予算の配分に関する検討

コミュニティ基金の設立に関する検討

中間支援組織（インターメディアアリー）の役割と必要性の検討

市民等が民意を反映させる手段としては、第1に「市長及び市議会議員の選挙」が、第2に「行政

住民投票制度

への参加・参画」があり、そして第3の手段として「住民投票制度」が挙げられます。

行政としては、市民等の民意が反映されるよう市民意識調査、パブリックコメントをはじめ、既にできる限りの手段を取り入れていますが、「市町村合併」のように市民等の意見が二分される事案や、将来を含めて市民等の生活に重大な影響を与える事案については、必ずしも十分とは言えず、最終的な合意形成を図る手段として、「住民投票制度」が自治基本条例を構成する要素として不可欠であると考えられます。

そして、住民投票の実施に関する制度づくりは、自治基本条例ではなく、個別条例で決める必要がありますが、その際は、以下の点などに留意する必要があります。

制度的な拘束力

「最終的な意志決定」か「諮問的なもの」か

「発議権及び投票権

「在勤・在学」を含めることは可能か、「対象年齢」はどこまで引き下げるのか、「外国人」を含めるのか

「常設型」「個別設置型」

あらかじめ条例を設置しておく「常設型住民投票条例」か、有権者の1/50以上の署名に基づく「個別設置型住民投票条例」か

制度要件

どの程度の署名で行うのか

実施を決めるのは市長か、議会か、双方の合意か

最低投票率をどこまで認めるのか

地域の問題、全市の問題、広域の問題への対応はできるのか

住民投票に「なじむ事項」と「なじまない事項」は

技術的要件

情報提供をどうするのか

区域投票を認めるのか

住民投票に「なじむ事項」と「なじまない事項」は

技術的要件

情報提供をどうするのか

区域投票を認めるのか

# 傍聴された皆さんや広聴会及び委員の意見 (抜粋)

## 基本理念について

- ・ “ 地域住民の課題解決能力をはぐくむ学習 ” の推進や、市民の “ エンパワーメント ” ( 自立に向けた学習 ) を注目するべきだ。
- ・ 年少期における地域社会との関わり方を自治基本条例の中でうたえば、地域社会は変わる。
- ・ どのまちでも共通するような項目はなく、町田市の特性を盛り込む必要があるのはわかるが、最高規範と位置づけるのであれば、憲法に書かれているような項目も外せないという考えも理解できる。
- ・ 自治基本条例が、地方自治というものを町田市のレベルで捉えなおして、市民活動の方向性を規定していくものであるとするならば、住民自治の考え方を冒頭に掲げることが必要なのではないだろうか。
- ・ 「 市民自治の確立 」 。 私たちは選挙という権利を行使して、直接、市の首長と議員を選び、自治権の一部を信託している。あくまでも主権者は市民であり、市政はその信託に基づくものである事を忘れてはならない。

## 計画的・市民参加型行政運営 ( マネジメント ) について

- ・ 限られた資源を有効に配分するという側面からも、今後は 「 計画的行政 」 を取り入れる必要性があるのではないだろうか。
- ・ 計画ばかりつくって実態はどうなのか不透明な自治体もある。
- ・ 計画がない方がいいという人はいないと思う。機関委任事務がなくなり、自治事務が増えると、計画がないと、行政に付託している市民としても不安が出てくるのだと思う。
- ・ 計画的な行政運営とは、計画を立てることよりも、計画策定の過程において、様々な形で市民を参加させ、市民の意向を反映するという事に意義があるのだと思う。民主的コントロールが可能なのであれば、 「 状況に応じて機動的な変更もありえる 」 という表現を記述できればいいのではないだろうか。
- ・ 個人のボランティア意識にだけ頼るのは無理があり、具体的な参加システムを構築すれば、将来的には地域社会が良い方向に向かうのだと思う。

## 地域における自治を担う主体の権利及び責務 ( 義務 ) について

- ・ 地域社会における貢献や福祉などについては、事業者も担っていく必要があると感じているので、 「 地域社会で経済活動を営む事業者 」 という言葉を是非入れてもらいたい。
- ・ 罰則をどのような形で具体的に発令し、市民にもリスクを認識させていくかということを考えないと、条例は効果を上げないのではないか。
- ・ まちづくりや地域社会の様々な課題に対する人々の問題意識や社会性を高めるためには、幼年期における教育、啓蒙が必要だ。
- ・ どのような企画でも住民の100%が賛成というのはあり得ない。住民の参加はそれぞれの判断で自主的になされるべきであり 「 住民等の責務 」 には反対。

## 地域共治 ( ガバナンス ) について

- ・ 自己統治のシステムでは、基本的には、自立した責任ある市民というのが大前提にあるのは間違いないと思う。
- ・ 公共サービスの質と量を確保していくために、市民社会の中にある公共的な力を掘り起こすことが必要であり、そのことが 「 協働 」 であると理解している。
- ・ 市民活動ファンドの創設など、様々な工夫を考えていかないと協働は成り立たない。
- ・ NPOは行政の支援に頼らない団体も多く、工夫しながら、自分たちの考える公共サービスを提供してきた。しかし、共通部分については一緒に行動していきたいという思いもあり、そのような意味での 「 協働 」 を盛り込むのは歓迎できる。
- ・ 市民活動の中のある種の部分については、専門職性を活かして使命を果たしているNPOがあり、それが公共の重要な一部であるという認識を持つべき。
- ・ 行政サービスは減っていくので、町内会・自治会の重要性は増していると考えている。
- ・ 市民団体相互間の協働促進のために行政が果たすべき役割を規定することも考えられるのではないか。協働の種類についても検討していかねばならない。
- ・ 町内会・自治会への期待が高いと受け止めているが、実際にはそこまで町内会・自治会の意識が向上していないのが現実だ。
- ・ 新たな地域コミュニティの創設を検討すべき。末端行政の代行や、地縁による束縛とボス支配からの離脱が、自治組織として有効に機能する為の最低要件だ。
- ・ 自治会・町内会については、諸組織 ( NPO、商工会他を含む ) の中で、戦後60年を振り返り、今やその役割と機能についても徹底的に見直しが不可欠。
- ・ 自治会・町内会だけにまちづくりの責任を押しつけるのではなく、地域団体を結集した協議会、即ち 『 地域自治組織 』 への再構築を進めることが、自治会・町内会を強化する仕組みとして意義がある。
- ・ 自治基本条例における町内会・自治会の位置づけについては、現在の任意団体としてではなく、きちりとした裏づけをいただければと思っている。
- ・ コミュニティの担い手となる住民の地域自治への参加と議論・協議の場の必要性を検討することは、町田市の自治基本条例を考えていく上で、とても大切なことだと思う。

## 議会の運営・活動に関する基本的事項についての規定について

- ・ 議会の役割を列挙するだけでは不十分で、市民の信託に基づく代表機構としての議会の位置づけを明記することなど、会議規則の改定も含めて考えることが必要。
- ・ 自治基本条例の 「 地域自治組織 」 が、町内会・自治会を含む地域の諸団体より構成された後は、議員の選挙推薦母体が政党や事業中心から地域団体にまで広がるのが予想され、地域住民の議会への感心を高めるのに役に立つことも考えられる。直接民主主義の議論はこの後で十分かと思う。
- ・ 議会の役割強化として、基本構想だけでなく、基本計画も議決事項とし、基本計画を受けて各部門が策定する部門計画を議会に報告する制度とすることを検討する。
- ・ 議会の規定については、議決機関・立法機関としての役割だけでなく、あるべき姿や市民の信託、市民との協働という観点からも議論してほしい。
- ・ 市民が意見を唱えることは必要だが、議会を飛び越えるような発想は控えるべきだ。
- ・ 議会の力をもう少し発揮できる表現を自治基本条例に反映できないだろうか。選挙の時だけでなく、恒常的に市民と議員の交流機会を設けるといことも考えられると思う。
- ・ 国の二院制みたいなものが自治体レベルでもできないかとか、執行機関の機能の多くを議会が持っているということがヨーロッパでは見られることも参考になるかもしれない。また、議員報酬を無償にして定員を大幅に増やし、夜間議会にするなど、様々なパターンが考えられると思うが、あまり現実的に考えると新しい発想は生まれにくいと思う。
- ・ 自治基本条例を議決するのは議会なので、議会が自己改革として、どのような方向性に向かっていくかという、市民に対する 「 議会の宣言 」 としての条文になるのだと思う。
- ・ 「 議員は地域の利益代表 」 という側面も無視できないのではないだろうか。
- ・ 町田全体のことを考える議会と、各地区の代表者が集まる地域代表議会を分けて創設することも考えられるのではないか。
- ・ ミニ組織が地域で活発化し、主体が非常に多くなる中で、議員という立場が旧態依然としている印象は免れず、議会の立場をもう一度考え直さなくてはならない。
- ・ 議員には、市政のあり方、方向性など、より高レベルな課題に取り組んでいただきたい。
- ・ 町田市ではインターネットの議会中継などにより、情報提供を積極的に行っている。あえて、 「 夜間議会の開催 」 を提案する必要があるのかは疑問だ。

## 「町田市における自治基本条例のあり方について・答申(案)」に対する皆さんの意見を募集します!

「答申(案)」に対するご意見は、1月25日(水)までに、氏名を明記の上、次のいずれかの方法で送付して下さい。

◆ファックス：042-724-3072

◆郵送：〒194-8520 町田市中町1-20-23 町田市企画部企画調整課

◆メール：mcity120@city.machida.tokyo.jp

問い合わせ先

町田市自治基本条例検討委員会事務局(企画調整課) ☎042-724-2103

いただきました「答申(案)」に対するご意見は、今後、検討委員会で公表させていただく場合があります(個人が特定されるような情報は秘匿いたします)。なお、ご意見に対して、個別の回答はいたしませんので、あらかじめご了解をお願いいたします。後日公開される検討委員会会議録要旨で内容をご確認下さい。

これまでの検討委員会の開催経過、会議録要旨については、市政情報「やまびこ」、町田市ホームページでご覧いただけます。会議録要旨に対するご意見、ご要望などは、検討委員会の終了時(2月下旬を予定)まで引き続き受け付けますので、氏名を明記の上、左記のいずれかの方法で送付して下さい。